

平成31年度事業計画書

社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会

事業方針

基本方針「ともに支えあう豊かな地域社会をめざして」

少子高齢化と人口減少、疾病や障がい・介護、出産・子育てなど様々な分野の課題が絡み合い複雑化し、かつ個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要とする状況が見受けられます。

また、市民の暮らしにおいては、社会的孤立やひきこもりの問題や制度上、対象とされない身近な生活課題への支援の必要性の高まりもあり、さらに公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

国はこうした多様な問題解決に向け、福祉改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を位置づけ、市民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することとしています。

その体制づくりの中心的な機関は、社会福祉協議会をはじめとした各福祉制度における相談・支援機関とされており、当社会福祉協議会の役割と具体的な事業・活動への期待が一層高まっているものと考えられます。

そのような中で、幼少期から近所や地域に関心を寄せる機会を増やし、支援を必要とする人が孤立しないよういつでも声をかけあい、見守っていくなど市民一人ひとりがそれぞれの力を発揮できる場づくりを進めるとともに社会福祉協議会が長年、コミュニティワークで培ってきたネットワークを生かした組織・団体との協働による支えあいの仕組みづくりに努め、市民皆さんが住みなれた地域でいつまでも笑顔で暮らすことができるよう「ともに支えあう豊かな地域社会」の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、各事業を円滑かつ効果的に推進するために相手の気持ちを受け止めることのできる人間性と広い視野と専門性及び実践力、思考力を備えた人材の育成に取り組んでまいります。

重点項目

1. 滝川市成年後見支援事業の実施

身近な地域の権利擁護の中心的な役割を担う生活あんしんサポートセンターでは、貸付事業や心配ごと相談ほか日常生活自立支援事業など安心して日常生活を送ることができるよう支援するとともに、滝川市の成年後見実施機関として認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が不利益を被らない様に本人の権利や財産を守る滝川市成年後見支援事業を積極的に実施します。

また認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、その必要性は一層高まり、需要はさらに増大することが見込まれていますが、親族以外の後見人の受け手が不足することが懸念されています。

そのような中、社会貢献への関心が高い一般市民が、一定の知識と技術を身につけて、地域の身近な立場で支援を行う「市民後見人」として活躍することが期待されています。

このため、市民後見人の新たな担い手を育成するため養成講座を実施します。

(1) 成年後見支援業務（滝川市受託事業）

- ・成年後見制度に関する相談対応
- ・成年後見制度に関する普及啓発
- ・市民後見人養成等に関する業務
- ・市民後見人活動支援に関する業務
- ・関係機関との連携及び調整

(2) 法人後見事業

- ・法人後見の受任
- ・法人後見支援員の登録
- ・法人後見支援員の活動支援

2. 滝川市支えあい・いきいきポイント事業の実施

滝川市支えあい・いきいきポイント事業は元気な高齢者の方々が、地域や介護保険施設等でボランティア活動を行うことにより、自身の健康増進・介護予防を通じ、社会参加や生きがいつくりの推進を目的とした滝川市からの受託事業であります。

この事業は、センターが指定するボランティア活動や滝川市が行ういきいき百歳体操への参加した者に対し、その実績に応じてポイントを付与し、当該対象者の申請によりポイント数に応じて換金を行うものであり、合わせてボランティアセンターの活動を推進するとともに、地域社会資源のネットワークとその中での地域福祉活動を活性化する取り組みとなり、社会福祉協議会のもつ役割を高めるもので、引き続きボランティア登録者及びボランティア受入施設等の拡充強化に努めてまいります。

3. 社協活動の周知とPRの推進

福祉意識の高揚を図るため社協だより「ふれあう社会」を発行するとともに、ホームページを活用するなど、様々な事業を展開する中で社会福祉協議会活動の周知とPRに努めてまいります。

さらに、職員が地域でのイベント等に積極的に参加し地域住民のニーズを把握し、地域社会福祉活動に反映してまいります。また市民の皆さんに役に立つ社会福祉協議会の必要性を感じていただき、会員の増強や寄付金等の自主財源の確保に結び付くような取り組みを行います。

- (1) 市内で開催する行・催事をはじめノーマライゼーション推進事業「ふれあいの集い2019」においてPRブースを開設します。
- (2) 出前カラオケサービス事業を含めた地域活動・生活支援グッズの貸し出し事業を継続して実施します。

事業内容

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

社協組織及び事務局体制等の基盤強化に取り組むとともに、社会福祉法人としての適切な運営と事業の推進を図ります。

- ① 会長・副会長会議の開催（随時）
- ② 理事会の開催（5. 6. 8. 1. 3月／5回予定）
- ③ 評議員会の開催（6. 3月／2回予定）
- ④ 部会の開催（随時）
 - ・総務部会
 - ・地域在宅福祉部会
 - ・居宅介護事業推進部会
- ⑤ 監査の実施
 - ・定期監査（5. 7. 10. 1月／4回）
 - ・決算監査（5月／1回）
- ⑥ 内部会議の開催
 - ・運営会議（毎月／12回）

(2) 会員会費の推進

社協活動を展開する上で貴重な自主財源である社協会費に理解と協力をいただけるよう、創意工夫を凝らした周知とPRに努め、会員会費募集の推進に努めます。

- ① 会員区分
 - ・一般会員（市内居住の世帯主） 年額 200 円／世帯
 - ・賛助会員（本会の趣旨に賛同いただける会社・事業所・団体、個人等）
 - 法人・事業所・団体 年額 5,000 円／口
 - 個人 年額 2,000 円／口
 - ・特別会員（社会福祉施設・機関・団体） 年額 5,000 円／口

② 募集方法

- ・一般会員

各町内会に取りまとめのご協力をお願いし、また、地域の理解が得られるようにアウトリーチ活動を行います。

- ・賛助会員

市内企業・団体、個人協力者へ依頼するとともに、市職員等に訪問活動を行います。

(3) 役員の研修会等への参加

関係機関等が開催する会議・研修会に積極的に参加し、役員の資質向上に努めます。

- ① 全道市町村社協会長・事務局長研究協議会への参加（6/18・19 札幌市）
- ② 地域の絆と支え合い活動空知地区推進セミナーへの参加（8/9 美唄市）
- ③ 第68回北海道社会福祉大会への参加（8/28 札幌市）
- ④ 地域に理解され支持される社協づくり研修（10/16 岩見沢市）

(4) 職員の資質向上と業務体制の強化

職員研修会の開催及び職員の経験・能力に応じた外部研修等への受講により職員の資質向上を図るとともに、職場環境の改善、ホームヘルパーの処遇改善等により業務体制の強化を図ります。

- ① 職員研修会の開催
- ② 衛生委員会において、より良い職場環境を目指し、安全衛生管理計画書を策定
- ③ 職員個人面談により職場の課題等を分析し、働きやすい職場づくりを検討
- ④ 嘱託職員、臨時的雇用職員の待遇改善（無期雇用契約への転換申込）
- ⑤ ホームヘルパーに対する処遇改善加算手当の支給

(5) 事業財源確保への取り組み

事業財源の確保を図るべく、募金関連団体への協力強化に取り組むとともに、自主財源の創造、公費財源の交渉に努めます。

- ① 共同募金委員会との連携、協力の推進
・ふれあいの集い2019社協ブースで募金コーナーの設置ほか
- ② 興行募金関連実行委員会事務局としての協力強化
- ③ 自主財源の確保に結びつく事業の創造について検討
- ④ 関係部局・機関に積極的に働きかけ公費財源の確保に努め、安定した事業基盤の確立を図る。

会計拠点	社協活動	財源内訳	市補助金収入	19,924千円
予算額	30,175千円		自主財源等	10,251千円

2. 地域福祉事業

(1) 地域福祉活動推進支援事業（愛称：新生サポート事業）

地域における福祉活動の事業立ち上げや拡充を支援するための助言や指導、情報の提供、財政支援を行います。

- ① 事業費の2分の1まで上限10万円の財政支援(3年間)、情報提供支援
- ② 敬老事業や交流事業等の立ち上げや拡充を支援
- ③ 地域福祉活動推進支援事業委員会での審査を経て交付
- ④ 社協だより「ふれあう社会」、ホームページ等により広く周知し、事業のPRを図る。

(2) 福祉団体助成事業

共同募金及び社協会費をもとに、福祉のまちづくり活動に積極的に取り組む団体が行う事業に対して助成金を交付し支援します。

- ① 全市民が対象事業の場合は、飲食費や賃金等を除く対象経費の範囲で20万円まで
- ② 団体の会員等が対象の場合は、対象経費の4分の3以内で10万円まで
- ③ 申請期間は、5月1日～5月31日
- ④ 福祉団体助成事業選考委員会による審査を経て交付

(3) 地域活動・生活支援グッズ貸出事業

会員である市民や団体の地域活動や地域での暮らしを支援するとともに、社会福祉協議会の周知・PRを目的として、地域活動・生活支援グッズ貸出事業を実施します。

合わせて、出前カラオケサービス事業においても、会員である団体、施設、町内会、事業所等にカラオケ機器を貸し出して、地域住民、町内会との関係強化を図ります。

- ① 行商用テント・パイプ椅子・マイクセット・マイクスタンド・CDラジカセ・ノートパソコン・プロジェクター・脚立・電源ドラム・炊き出し釜・魔法瓶等の地域活動グッズ
- ② 車椅子・チャイルドシート・ジュニアシート等の生活支援グッズ
- ③ 社協だより「ふれあう社会」等により広く周知し、不用物品の寄付も募る。利用者には貸し出し希望物品のアンケートを行い、貸出グッズの充実を図る。
- ④ 有料(1,500円/日)サービスとなるカラオケ機器は、社会福祉協議会で配達、設置、撤収を行う。

(4) 救急医療情報キット配布事業

一人暮らしの高齢者等の生活への安心感に寄与することを目的として、救急医療情報キットを無料配布します。

- ① 対象者 65歳以上の単身高齢者世帯及び夫婦ともに75歳以上の夫婦世帯
- ② ケースの中には、かかりつけの医療機関や担当ケアマネ、既往疾病情報等のカード
- ③ マグネットで冷蔵庫に貼り付け
- ④ 対象者以外の希望者には1セット300円で配布

(5) 見舞金事業

被災された会員へのお見舞いとして、又は歳末の生活の一助としていただくことを目的として、対象世帯へお見舞金を贈呈します。

① 歳末たすけあい見舞金贈呈事業

- ・対象 低所得者世帯・重度心身障がい児世帯・在宅高齢者介護世帯
- ・申請期間 10月25日～11月26日(予定)
- ・審査 総務部会での審査を経て贈呈

② 災害見舞金の贈呈

- ・対象 自宅火災等の被害にあった会員
- ・区分 自宅災害(40%以上の焼失)、又は住宅水害(床上浸水以上)による被害
- ・贈呈金額 5,000円

(6) 団体事務局の事務請負

関係福祉団体の事務局を担い支援します。

- ① 滝川市共同募金委員会
- ② 日本赤十字社北海道支部滝川市地区
- ③ 滝川市ボランティア連絡協議会
- ④ 滝川地区協力雇用主会
- ⑤ 北海道介護福祉士会空知支部
- ⑥ 滝川市遺族会
- ⑦ 水子観音管理協賛会
- ⑧ 赤い羽根チャリティゴルフ大会実行委員会
- ⑨ 滝川市歳末たすけあい赤い羽根歌謡大会実行委員会
- ⑩ 市民ボランティアの集い実行委員会

会計拠点	社協活動	財源内訳	市補助金収入	231千円
予算額	3,591千円		共同募金配分金	2,579千円
			積立資産取崩	350千円
			自主財源等	431千円

3. 企画広報事業

(1) 社協だより『ふれあう社会』の発行

社会福祉関係の情報を地域住民に提供し、福祉活動への理解と参加を求めます。

- ① 広報たきかわに折り込み、年3回市内全戸へ配布
- ② ボランティア団体の協力により、視覚障がい者のお宅へ声の社協だより「ふれあう社会」を送付

(2) ホームページを活用した情報の提供

ホームページ内に開設した、Chu～Chu～ ブログにより、日々ホットな情報発信に努めます。さらに、ホームページ機能の拡充とネットワークのセキュリティ強化及びサポート体制の構築を図ります。

(3) 職員研修会の実施

職員研修会を実施して、業務推進へのモチベーションアップと資質の向上を図ります。

① 研修テーマを選定し、全職員対象の研修会を実施

(4) 第31回滝川市社会福祉大会の開催

社会福祉の推進に貢献された方々に感謝の意を表するとともに、市内の社会福祉関係者が一堂に会し、これからの社会福祉のあり方を考える社会福祉大会を開催します。

① 滝川市社会福祉協議会顕彰の表彰及び講演等の実施

会計拠点	社 協 活 動	財源内訳	共同募金配分金	1,100 千円
予 算 額	1,192 千円		自主財源等	92 千円

4. ボランティアセンター事業

(1) 滝川市ボランティアセンターの運営

ボランティアコーディネーターが、ボランティアに関する相談、コーディネート、情報提供を行います。

- ① ボランティア相談の受付
- ② 登録・派遣などのコーディネート
- ③ ボランティア清掃、ボランティア除雪やボランティアストーブ点検等の実施
- ④ ボランティアセンター便り「こころ」の発行による情報提供
- ⑤ 滝川市ボランティアセンター運営委員会の開催
- ⑥ 関係機関との連絡調整
 - ・地域包括支援センター、健康づくり課、子育て応援課等と定例会議の開催

(2) 滝川市生活支援体制整備事業の連携及び協力

- ① 生活支援体制整備事業における協議体の参画
- ② 滝川市支えあい・いきいきポイント事業の実施

(3) ふれあい電話サービス

75歳以上の一人暮らしの高齢者に対して電話によるふれあいを提供します。

- ① ボランティア団体及び個人ボランティアの協力により実施（月～金曜日）
- ② 相談、非常時等の関係機関との連絡調整

(4) お話し相手事業

一人暮らしの高齢者や障がい者のお宅へお話し相手として訪問し、制度で対応できないところの孤独感の解消や生きがいの向上を図ります。

- ① ボランティア協力者による月1～2回程度の訪問

(5) ボランティアスクールの開催

ボランティアに関する講座、研修会を開催し、ボランティアの育成と奉仕活動の普及、啓発を図ります。

- ① 年3回程度開催

(6) ワークキャンプ(ボランティア体験学習)の開講

青少年が、福祉施設等での体験を通じて、福祉に対する理解を深めていただくためのワークキャンプを開講します。

- ① 対象は、市内の中学生以上の生徒を対象に、夏休み期間中の8月2日から4日に開講(3日目は、ノーマライゼーションふれあいパークゴルフ大会に参加予定)

(7) 学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校の推薦

ボランティア活動普及事業協力校を推薦し、北海道社会福祉協議会からの助成によるボランティア活動、福祉教育の充実を図ります。

- ① 短期助成 30,000円(1年間)
- ② 中期助成 100,000円(3年間)
- ③ 1市町村 300,000円以内

(8) ボランティア団体の活動拠点を無償提供して支援

- ① 滝川市ボランティア連絡協議会加盟団体に社会福祉協議会 会議室を提供
- ② 代替施設の使用が必要な場合の使用料を助成

(9) 愛情銀行預託金品の受入、運用

市民の皆様からの愛情に基づく預託金品を社会生活の相互扶助に活用します。

(10) リサイクル事業の推進

不用入れ歯、リングプル、古布、書き損じハガキ等を受入します。

なお、不用入れ歯は、ユニセフを通じて世界の子供たちの支援に役立てられます。

- ① 社協と市役所ロビーに回収ボックスを設置
- ② リングプルは、780kgから車椅子に交換可能

(11) ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動中のけが、損害賠償にかかる事故を補償します。

- ① 年間保険料は350円から

(12) 滝川市ボランティア奨励賞の表彰（滝川市共催事業）

市民活動の活性化に資することを目的に、とりわけ優れた活動又は画期的な活動を滝川市ボランティア奨励賞として表彰します。

会計拠点	社 協 活 動	財源内訳	市補助金収入	337 千円
予 算 額	6,704 千円		共同募金配分金	925 千円
			市受託金収入	3,759 千円
			自主財源等	1,683 千円

5. 生活あんしんサポートセンター事業

(1) 生活あんしんサポートセンターの運営

権利擁護、心配ごと相談、資金貸付事業に関する相談等を一体的に受け付ける福祉総合相談窓口を設置します。

(2) 日常生活自立支援事業（北海道社会福祉協議会受託事業）

高齢や障がい等により福祉サービスの手続きや生活費の管理に不安のある方に生活支援員が訪問して支援します。

- ① 福祉サービス利用についての手続きを支援
- ② 預金からの払い戻しや毎月のお支払いを支援
- ③ 金融機関の貸金庫等に大切な書類等をお預かりするサービス
- ④ 自立生活支援専門員による相談受付、支援、関係者との調整
- ⑤ 自立生活支援専門員と生活支援員との連携

(3) 市民心配ごと相談

心配ごと相談所を開設し、悩みごとや困りごとの相談支援を行います。

- ① 受付日時は、月～金曜日（8：30～17：00）

(4) 生活福祉資金の貸付（北海道社会福祉協議会受託事業）

低所得者世帯や離職により生計維持が困難になった世帯等に対して生活福祉資金貸付により支援します。

- ① 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等による支援

(5) 福祉資金の貸付

低所得者であって、資金の援助を他から受けることが困難な世帯に対して貸付支援を行います。

- ① 民生委員児童委員及び福祉事務所との連携

(6) 滝川市成年後見支援事業

- ① 成年後見業務（滝川市受託事業）
- ② 法人後見事業

会計拠点	社 協 活 動	財源内訳	市補助金収入	1,383 千円
予 算 額	9,929 千円		市受託金収入	6,502 千円
			道社協受託金収入	460 千円
			共同募金配分金	200 千円
			自主財源等	1,384 千円

6. 配食サービス事業（滝川市受託事業）

一人暮らしの高齢者等に定期的に夕食を配達して安否確認を行います。

- ① 月～土曜日の指定日に夕食をお届けします。
- ② 配達員によるふれあいと孤独感の解消を図ります。
- ③ 食事の量・質の確保と生活の改善を図ります。
- ④ 緊急時の対応を行います。

会計拠点	受 託 事 業	財源内訳	市受託金収入	12,660 千円
予 算 額	13,857 千円		自主財源等	1,197 千円

7. 友愛訪問サービス事業（滝川市受託事業）

一人暮らし等の高齢者にヤクルトを配達して安否確認を行います。

- ① 月～金曜日（H29年度～）にヤクルトが届けられます。
- ② ヤクルトレディによるふれあいと孤独感の解消を図ります。
- ③ 緊急時の対応を行います。

会計拠点	受 託 事 業	財源内訳	市受託金収入	3,519 千円
予 算 額	3,521 千円		自主財源等	2 千円

8. 福祉除雪サービス事業（滝川市受託事業）

一人暮らしの高齢者等で除雪労働力の確保ができない世帯に対して除雪を実施します。

- ① 生活通路の確保と生活への安心感を提供します。
- ② 必要に応じて屋根及びベランダ周辺を除雪します。

会計拠点	受 託 事 業	財源内訳	市受託金収入	12,005 千円
予 算 額	12,296 千円		自主財源等	291 千円

9. 訪問介護事業【滝川市社会福祉協議会 訪問介護事業所】

(1) 指定訪問介護事業

介護保険制度の指定居宅介護サービス事業者として、高齢者宅へホームヘルパーが訪問しサービスを提供します。

- ① 身体介護サービスを実施します。
- ② 生活援助サービスを実施します。
- ③ 訪問介護事業所の人員確保によるサービス体制の強化を図ります。
 - ・サービス提供責任者の適正配置及び登録ヘルパーの増員

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号訪問事業

地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、高齢者宅へホームヘルパーが訪問しサービスを提供します。

- ① 本人が自分で行うことが困難な掃除、洗濯、調理、買い物などの家事支援を行います。

会計拠点	介護事業	財源内訳	介護保険事業収入	42,496 千円
予算額	42,498 千円		受取利息配当金収入	2 千円

10. 障がい福祉サービス事業【滝川市社会福祉協議会 訪問介護事業所】

(1) 居宅介護サービス

障害者総合支援法による指定居宅サービス事業者として、障がい者に対して居宅での介護サービスを提供します。

- ① 入浴、排せつ及び食事等の介護支援を行います。
- ② 調理、洗濯及び掃除等の家事支援を行います。
- ③ 生活等に関する相談及び助言をします。
- ④ その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護サービス

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、サービスを提供します。

- ① 入浴、排せつ及び食事等の介護支援を行います。
- ② 調理、洗濯及び掃除等の家事支援を行います。
- ③ 生活等に関する相談及び助言をします。
- ④ その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ⑤ 外出時における移動中の介護支援を行います。

(3) 同行援護サービス

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時に同行してサービスを提供します。

- ① 移動に必要な情報を提供します。
- ② 移動の援護支援を行います。
- ③ 排せつ及び食事等の介護支援を行います。
- ④ その他の生活全般にわたる援助を行います。

(4) 行動援護サービス

知的障がい者、又は精神障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要なサービスを提供します。

- ① 外出時における移動中の介護支援を行います。
- ② 排せつ及び食事等の介護支援を行います。
- ③ その他行動する際に必要な援助を行います。

(5) 移動支援サービス（滝川市地域生活支援事業）

単独では外出困難な障がい者（児）が、社会生活上 必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、外出時に必要なサービスを提供します。

会計拠点	介護事業	財源内訳	障害福祉サービス収入	31,141 千円
予算額	31,141 千円			

11. 特定相談支援事業【滝川市社会福祉協議会 特定相談支援事業所すてっぷ】

(1) 指定特定相談支援事業

障がい者が安心して適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画を作成し支援します。

- ① 障がい者の自立した生活を支え、ケアマネジメントにより支援します。
- ② 定期訪問及び評価を行います。

(2) 指定障がい児相談支援事業

障がい児が安心して適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画を作成し支援します。

会計拠点	介護事業	財源内訳	障害福祉サービス収入	625 千円
予算額	625 千円			

12. 居宅介護支援事業【滝川市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所すずらん】

(1) 居宅介護支援事業

要介護認定を受けている方が、日常生活をおくるために必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等を適切に利用することができるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、その方の心身の状況、おかれている環境等を考慮した上で、利用するサービスの種類や内容を立案し、その計画に基づいて介護サービスが提供されるよう、関係機関や事業所等と連絡・調整を行います。

- ① 介護保険サービス、保険外有料サービス、その他社会資源等に関する情報提供
- ② サービス関係者、関係機関等との連絡調整、担当者会議開催
- ③ 支援内容の提案、相談、サービス計画作成
- ④ 定期訪問、定期外訪問、評価
- ⑤ 介護保険申請代行
- ⑥ 特定事業所としての取り組みとして、主任介護支援専門員配置、伝達や資質向上を目的とした定例会議の開催、緊急連絡相談体制の確保（24時間電話）、包括支援センターが開催する事例検討会議への参加

会計拠点	介護事業	財源内訳	介護保険事業収入	30,604 千円
予算額	30,605 千円		受取利息配当金収入	1 千円